

短期給付事業一覧表

短期給付係
(082) 513-4957

短期給付事業とは、組合員とその被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、災害等に対して給付を行う事業です。どのようなとき、どのようにすれば、短期給付を受けることができるか御案内します。

表中の■は、給付を受けるための手続を表しています。

■ → 組合員証又は被扶養者証を使用していれば、自動的に給付されます（手続は必要ありません。）。

■ → 各種請求書により請求を行ってください（請求書は各所属所にあります。）。

（毎月10日までに共済組合が受理した場合は当月末に、毎月11日以降に共済組合が受理した場合は翌月末に給付します。）

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
組合員本人の病気や負傷（公務によらないもの）	療養の給付 ■	保険医療機関に組合員証を提示し、療養を受けたとき。	保険適用の診療費用のうち7割を共済組合が負担	
	入院時 食事療養費 ■	保険医療機関で「療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき。	食事療養に要する費用から標準負担額（自己負担額）を控除した金額を共済組合が負担	
	一部負担金 払戻金 ■	療養の給付、療養費、訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を超えているとき。	療養の給付又は療養費1件ごとに自己負担額（高額療養費が支給される場合は、その金額を控除した額）から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	訪問看護 療養費 ■	難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済組合が負担	
	療養費 ■	<p>① やむを得ない事情により組合員証を使用しないで医療機関で受診したとき。</p> <p>② 制度的に組合員証が使用できないときのうち、医師が治療上必要と認めた次のとき。</p> <p>a コルセット等の治療用装具を購入したとき。</p> <p>b はり、きゅう、あんま、マッサージの施術を受けたとき。</p> <p>※ ①②とも共済組合が必要と認めた場合に給付されます。</p>	規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割	<p>①のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養費・家族療養費請求書 ●診療報酬明細書 ●領収書（原本） <p>②のaのとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養費・家族療養費請求書 ●診断書・装具装着証明書（又は弾性着衣等装着指示書） ●領収書（原本） <p>②のbのとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ●療養費・家族療養費請求書 ●医師の同意書 ●施術証明書兼施術料金領収明細書 <p>※ 海外で療養を受けた場合の必要書類については、短期給付係にお問い合わせください。</p>

★ 75歳以上及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態であることを認定された被扶養者は、後期高齢者医療制度に加入することになっています。

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
被扶養者の病気や負傷	家族療養の給付 ■	保険医療機関に被扶養者証を提示し、療養を受けたとき。	保険適用の診療費用のうち7割を共済組合が負担（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は7割又は8割）	
	入院時食事療養費 ■	保険医療機関で「療養の給付」と併せて食事療養を受けたとき。	食事療養に要する費用から標準負担額（自己負担額）を控除した金額を共済組合が負担	
	家族療養費附加金 ■	家族療養の給付、家族療養費、家族訪問看護療養費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を超えているとき。	家族療養の給付又は家族療養費1件ごとに自己負担額（高額療養費が支給される場合は、その額を控除した額）から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	家族訪問看護療養費 ■	難病、重度の障害等により医師の承認を受けた上、居宅において指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済組合が負担（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は7割又は8割）	
	家族訪問看護療養費附加金 ■	家族訪問看護費を受けたときに、保険適用の自己負担額が25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を超えているとき。	家族訪問看護療養費1件ごとに自己負担額から25,000円（標準報酬月額530,000円以上の上位所得者は50,000円）を差し引き、100円未満を切り捨てた額	
	家族療養費 ■	① 療養費（組合員本人に対するもの）の給付要件に該当するとき。 ② 制度的に組合員証が使用できないときのうち、医師が治療上必要と認めた小児弱視等の治療用眼鏡等を購入したとき。	規定に基づき共済組合で算定し、かつ実費の範囲内の額のうち7割（義務教育就学前は8割、70歳以上75歳未満は7割又は8割）	①のとき 6ページ「療養費」参照 ②のとき ●療養費・家族療養費請求書 ●作成指示書 ●領収書（原本） ●検査結果
組合員・被扶養者の高額な医療費	高額療養費 ■	同一月に一つの病院等から受けた療養に係る自己負担額（窓口負担額）が著しく高額であるとき。 ※ 明らかに医療費が高額になると思われるときは、事前に共済組合に「限度額適用認定証」を申請し、交付を受け、医療機関窓口へ提示してください。この手続を行うことにより、組合員の窓口負担額が軽減されます。	○標準報酬月額が83万円以上の組合員 自己負担額－{252,600円+(医療費－842,000円)×0.01} ○標準報酬月額が53万円以上83万円未満の組合員 自己負担額－{167,400円+(医療費－558,000円)×0.01} ○標準報酬月額が28万円以上53万円未満の組合員 自己負担額－{80,100円+(医療費－267,000円)×0.01} ○標準報酬月額が28万円未満 自己負担額－57,600円 ○市町村民税非課税 自己負担額－35,400円 ○世帯合算、年間多数該当世帯、高齢者等の特例あり ※医療費…総医療費(10割)	

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
移送	移送費 ■ 家族移送費 ■	組合員又は被扶養者の病状が重体で、収容された施設で治療困難なため、医師の指示により緊急に別の病院又は診療所に収容を要するとき。	実際に移送に要した費用の額を基準として共済組合が算定した額	<ul style="list-style-type: none"> ●移送費・家族移送費請求書 ●医師の意見書 ●移送に要した費用の証明書
組合員・被扶養者の出産	出産費 (同附加金) ■ 家族出産費 (同附加金) ■	組合員又は被扶養者が出産したとき。 ※ 互助組合からの給付制度有 (33ページ参照)	子1人につき500,000円 ※ 産科医療補償制度の対象分娩でない場合は、488,000円 附加金 子1人につき50,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●出産費・家族出産費・同附加金請求書 ●費用の内訳を記した明細書 ●代理契約に関する医療機関等との合意文書
出産休業	出産手当金 ■	組合員が出産のため出産の前後一定期間勤務に服することができず、その期間中に報酬(給与)が減額されたとき。 (通常は有給の特別休暇を取得するため該当しません。無給休職となる一部の組合員が主な対象)	平均標準報酬日額×2/3＝給付日額 給付日額×支給日数(1月単位) (給料の一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	<ul style="list-style-type: none"> ●出産手当金請求書 ●給与明細書の写し(給料が支給されているとき)
育児休業	育児休業手当金 ■	組合員が育児休業を取得したとき。 (子が1歳に達する日まで支給。ただし、パパ・ママ育休プラスの適用や特別な事情がある場合は、支給期間が延長されることがあります。)	[休業開始から180日まで] 標準報酬日額×67/100＝給付日額(給付上限あり) [それ以後] 標準報酬日額×50/100＝給付日額(給付上限あり) 給付日額×支給日数(1月単位)(給料の一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	<ul style="list-style-type: none"> ●育児休業手当金請求書(初回請求用)(育児休業期間に関する所属所長の証明が必要) ●辞令書の写し ●給与明細書の写し
介護休暇	介護休業手当金 ■	組合員が介護休暇の承認を受けたとき(最長66日)。 ※ 共済組合の介護休業手当金の支給期間終了後、互助組合からの給付制度有 (33ページ参照)	標準報酬日額×67/100＝給付日額(給付上限あり) 給付日額×支給日数(1月単位)(給料の全部又は一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護休業手当金請求書(介護休暇承認期間に関する所属所長の証明が必要) ●休暇簿の写し等(原則初回請求時のみ) ●出勤簿の写し ●給与明細書の写し
傷病休業	傷病手当金 ■	組合員が公務通勤によらない病気又は負傷の療養のため、引き続き勤務に服することができないとき。 (支給されている給料を基準に算定する報酬日額が給付日額を上回るときは支給されません。) ※ 初回請求の1回のみ互助組合からの給付制度有 (33ページ参照)	平均標準報酬日額×2/3＝給付日額 給付日額×支給日数(1月単位)(給料の全部又は一部が支給される場合は、給付額を調整します。)	<ol style="list-style-type: none"> ①傷病手当金・同附加金請求書 ②日常生活等に関する申立書 ③生活能力等についての医師の意見書(②、③は原則初回請求のみ) ④報酬支給額証明書 ⑤給与明細書の写し(④、⑤は給料が支給されるとき) ⑥出勤簿の写し ⑦年金証書又は年金改定通知書の写し(年金等の支給決定又は額改定がある場合)

給付事由	給付名称	給付要件	給付額	主な必要書類
休業	休業手当金 ■	組合員が一定の事由により欠勤し、給料の支給が行われないとき。	標準報酬日額×50/100=給付日額 給付日額×支給日数（1月単位） （給料の一部が支給される場合は、給付額を調整します。）	<ul style="list-style-type: none"> ●休業手当金請求書（支給要件に関する所属所長の証明が必要） ●出勤簿の写し ●給与明細書の写し
	埋葬料（同付加金） ■	組合員が死亡したとき。 ※ 互助組合からの給付制度有（33ページ参照）	50,000円 附加金 25,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料・同附加金請求書 ●死亡の事実を証明する書類 ●埋葬に要した費用の領収明細書（原本）（被扶養者でない人が請求するとき）
災害死亡	弔慰金 ■	被扶養者が死亡したとき。 ※ 互助組合からの給付制度有（33ページ参照）	50,000円 附加金 25,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●家族埋葬料・同附加金請求書 ●死亡の事実を証明する書類
	弔慰金 ■	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。	標準報酬月額×1/12	<ul style="list-style-type: none"> ●弔慰金請求書 ●事故報告書 ●死亡の事実を証明する書類 ●遺族の順位を証明できる書類 ※ 請求前に当支部に御連絡ください
災害	弔慰金 ■	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき。	標準報酬月額×70/100	<ul style="list-style-type: none"> ●家族弔慰金請求書 ●事故報告書 ●死亡の事実を証明する書類 ※ 請求前に当支部に御連絡ください
	災害見舞金 ■	組合員が水震火災その他の非常災害により、その住居や家財に損害を受けたとき。 ※ 互助組合からの給付制度有（34ページ参照）	損害の程度に応じて標準報酬月額の0.5月分から3月分	<ul style="list-style-type: none"> ●災害見舞金請求書 ●災害証明書 ●災害状況等報告書 ●災害部分等の写真 ●家財被害状況内訳書 ●家屋平面図 ●修繕見積書 ●家屋の価値がわかる書類（固定資産税通知書等） 等 ※ 請求前に当支部に御連絡ください

◎短期給付の時効は給付事由が生じた日から2年となっております。